

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	セガサミーホールディングス株式会社		コード	6460
提出日	2023/5/30		異動(予定)日	2023/6/22
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため ・既に社外役員となっている者を独立役員に指定するため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	勝川 恒平	社外取締役	○							△			△				訂正・変更	有
2	メラニー・ブロック	社外取締役	○							△								有
3	石黒 不二代	社外取締役	○												○	訂正・変更	有	
4	大久保 和孝	社外取締役	○										△					有
5	木下 潮音	社外取締役	○												○		有	
6	村崎 直子	社外取締役	○												○		有	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	勝川恒平氏は、2005年4月から2007年4月まで、当社の主要な取引先である株式会社三井住友銀行の常務執行役員をされておりました。当社は株式会社三井住友銀行との間に預金、為替等の取引関係があります。	勝川恒平氏は、社外取締役として、公正な立場から経営の重要な事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。また、長年にわたる経営者として豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に有益なご意見やご指摘をいただけることが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏の独立役員の指定につきましては、当社独立性基準に基づき、一般株主との利益相反はないと判断しております。
2	メラニー・ブロック氏は、株式会社MelanieBrockAdvisoryの代表取締役を兼任しており、当社との間には2018年8月から2019年4月にかけて取引関係がありましたが、当該取引の総額は1,000万円未満であります。 現在は取引関係がありません。	メラニー・ブロック氏は、社外取締役として公正な立場から経営の重要な事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。また、国際的なビジネスリーダーとしての幅広い経験と、多様な思考と価値観に基づき、当社の企業統治システムの強化や経営の意思決定の品質を引き上げることが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏の独立役員の指定につきましては、当社独立性基準に基づき、一般株主との利益相反はないと判断しております。
3		石黒不二代氏は、社外取締役として、公正な立場から経営の重要な事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。また、ネットワーカーズグループ株式会社の創業者として企業経営及びIT/DX分野の豊富な知見。他の上場会社における社外取締役としての経験に基づき、当社の経営に有益なご意見やご指摘をいただけることが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏の独立役員の指定につきましては、当社独立性基準に基づき、一般株主との利益相反はないと判断しております。
4	大久保和孝氏は、EY新日本有限責任監査法人で経営専務理事をされておりました。 当社はEY新日本有限責任監査法人の外部セミナーに参加しておりますが、その取引額は補足説明に記載の当社軽微基準以下であります。	大久保和孝氏は、公認会計士として監査業務を長年に渡り経験され、財務及び会計に関する専門性を備えています。また、同氏は社外取締役の経験からガバナンスにおいても豊富な知識を有しております。客観的な立場により当社の経営に適切な指導、監督が期待されることから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏の独立役員の指定につきましては、当社独立性基準に基づき、一般株主との利益相反はないと判断しております。
5		木下潮音氏は、弁護士としての経験に加え、第一東京弁護士会労働法制委員会副委員長を務める等、労働法における高い専門性を備えています。また、同氏は社外取締役の経験からガバナンスにおいても豊富な知識を有しております。客観的な立場により当社の経営に適切な指導、監督が期待されることから、監査等委員である社外取締役に選任をお願いするものであります。 同氏は、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏の独立役員の指定につきましては、当社独立性基準に基づき、一般株主との利益相反はないと判断しております。
6		村崎直子氏は、警察庁、外務省及びリスクコンサルティングファームでの長年の経験を通じて、グローバルでのリスクやガバナンスの分野において高い専門性を有しております。また、同氏は社外取締役の経験からガバナンスにおいても豊富な知識を有しております。客観的な立場により当社の経営に適切な指導、監督が期待されることから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏の独立役員の指定につきましては、当社独立性基準に基づき、一般株主との利益相反はないと判断しております。

4. 補足説明

(1) 当社は、属性情報に係る当社軽微基準を、直近事業年度1ヵ年、当事業年度の開始日から本届出書提出日までの各期間において、j)の「取引」については「取引高1億円未満」、i)の「寄付」については「1,000万円未満」と定めています。(2) 当社は、独立役員選任方針のうち、独立性の基準に関し、東京証券取引所の上場管理等に関するガイドラインを基礎として判断することとしております。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(f. g. 及び h. のいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- K. 社外役員の相互競合の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上a)~l)の各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであります。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a)~l)のいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。